

奈良工業高等専門学校における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規程

平成22年 4月 1日制定

平成30年 3月30日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則（平成22年規則第100号（以下「規則」という。））及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「学科主任等」とは、機械工学科主任、電気工学科主任、電子制御工学科主任、情報工学科主任、物質化学工学科主任、一般教科主任、教育支援センター長、教育研究支援室長及び事務部長をいう。

2 この規程において「職員」とは、教員及び事務部職員等をいう。

(仕様策定委員会の設置)

第3条 規則第4条に規定する仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する場合は学科主任等が別紙第1号様式により校長に申請するものとする。

2 委員会の構成は規則第6条によるものとする。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員は学科主任等が推薦した職員を校長が委嘱するものとする。

2 規則第6条第三号の委員として他の高等専門学校等の職員を委嘱する場合には、あらかじめ当該職員の所属する高等専門学校等の長の同意を得なければならない。

3 委員の委嘱にあたっては、別紙第2号様式により委員の事務の範囲を明らかにして行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議上の留意事項等)

第6条 委員会は、審議に当たり次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

一 設備に関する関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者等から、幅広く、かつ、公平に行うものとする。

二 仕様の策定は、教育研究上の必要性に考慮しつつも、競争性が確保されるよう可能な限り必要最小限のものとする。

2 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、校長の承認を得るものとする。

3 委員会は、開催の都度審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(報告)

第7条 委員会は仕様内容を決定したときは、別紙第3号様式による仕様策定報告書を作成し、規則第9条第3項に規定する議事要旨を添付して校長に報告するものとする。

(技術審査職員)

第8条 規則第12条により技術審査職員を命ずる場合、学科主任等は、別紙第4号様式により契約担当役に申請するものとする。

2 規則第12条第2項により他の高等専門学校等の職員に技術審査職員を命ずる場合においては、あらかじめ当該職員の所属する高等専門学校等の長の同意を得なければならない。

3 契約担当役は、別紙第5号様式により技術審査職員を命じるものとする。

4 技術審査職員と第4条の委員は、可能な限り重複をさけるものとする。

(技術審査)

第9条 技術審査は規則第13条第1項により実施し、同条第2項による応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

(技術審査結果の報告)

第10条 技術審査職員は、技術審査の結果について別紙第6号様式による技術審査報告書を作成し、前条の応札仕様の一覧表及び技術審査表を添付し、契約担当役に報告するものとする。

(不合格者への通知)

第11条 契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、別紙第7号様式により理由を付した書面で通知するものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程（平成16年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校における購入物品の機種選定に関する規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。